

【別記】

- ・この工事は、着手指定日（令和6年6月24日）が設定されている案件です。

1 競争入札に付する事項

(1) 対象工事名

仙台市役所本庁舎整備第1期 電気設備（強電）工事

(2) 入札方式等

特例政令適用一般競争入札（総合評価方式 簡易型II型）

(3) 予定価格（税抜）

3,523,000,000円

(4) 調査基準価格（税抜）

契約締結後に公表

(5) 特別重点調査適用基準額（税抜）

契約締結後に公表

(6) 工事施工場所

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

(7) 工期

契約締結の翌日から令和9年11月30日まで

(8) 工事概要

仙台市役所本庁舎建替（庁舎：鉄骨造一部鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、地上15階地下2階、59,874.75平方m、駐輪場（4棟）：鉄骨造、地上1階、計154.77平方m、その他附属施設、勾当台公園地下駐車場及び地下鉄勾当台公園駅との接続）に係る電気設備（強電）工事一式

(9) 支払条件

- ・令和6年度 前金払、中間前金払及び部分払なし
- ・令和7年度 前金払、中間前金払及び部分払あり
- ・令和8年度 前金払、中間前金払及び部分払あり
- ・令和9年度 前金払、中間前金払及び部分払あり

(10) その他

- ①本工事は、低入札価格調査要綱の適用を受ける。

・調査基準価格は、予定価格における各項目について、次の方法で算出する。

直接工事費×97%+共通仮設費×90%+現場管理費相当額×90%+

一般管理費等×6.8%（予定価格（税抜）の7.5%～9.2%の範囲内）

・特別重点調査適用基準額は、予定価格の工事費構成費目について、次の方法で算出する。

直接工事費×90%，共通仮設費×90%，現場管理費相当額×8.5%，

一般管理費等×6.3%

・調査基準価格を下回る価格の入札があった場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないか低入札価格調査を行なった上で落札候補者を決定する。

- ・入札金額が調査基準価格を下回り、かつ入札金額のうち、工事費構成費目のいずれかが特別重点調査適用基準額を下回った場合は、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがないか特別重点調査を行なった上で落札候補者を決定する。
- ・調査に必要な書類は、開札日の翌日から 7 日以内（土・日曜日及び祝日を含む。）に提出すること。
- ・調査基準価格を下回る入札価格での契約の場合には、契約保証金の増額（10 分の 1 以上 ⇒ 10 分の 3 以上），前払い金の引き下げ（10 分の 4.5 以内 ⇒ 10 分の 2 以内）等の特約を付しての契約となる。

②本工事は、契約後 V E 方式の実施工事であり、契約締結後に工事材料、施工方法等に関する標準的な内容として設計図書に示された標準案と異なる V E 提案を受け付けるものである。

契約締結後、請負人は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、仙台市長に提案することができる。提案が採用された場合は、設計図書を変更し、必要に応じ請負代金を減額するものとする。詳細は特記仕様書による。

③本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 9 条第 1 項に規定する対象建設工事であるため、請負契約書に ① 解体工事に要する費用、② 再資源化等に要する費用、③ 分別解体等の方法 ④ 再資源化等をする施設の名称及び所在地についてそれぞれ記入が必要となる。

2 入札参加資格

入札に参加できる者は、開札日現在において次に掲げる要件をすべて満たす者 3 社により自主的に結成された特定建設工事共同企業体とする。

各構成員の出資比率は 60 % から 20 % とし、代表者の出資比率は各構成員中最大とする。なお、対象工事について一の者が構成員として参加できる共同企業体の数は一とする。

I 共同企業体の代表者

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）に規定する特定建設業者であること。
- (2) 建設業法第 27 条の 23 第 1 項に規定する経営事項審査結果の電気設備工事の総合評定値が 1,100 点以上であること。
- (3) 次の工事について、元請負としての施工実績があること（平成 20 年以降に完成したものに限る。）。
 - ・鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物の新築、増築又は改築工事で、工事対象部分が地上 6 階建以上かつ延床面積が 20,000 m² 以上※の電気設備工事（主要用途が駐車場、倉庫等のもの並びに改修工事を除く）※増築は新たに増加した部分とし、基礎の施工を伴うものに限る。
 - (共同企業体の場合は、出資比率が 40 % 以上のものに限る。)
- (4) 次の要件を満たす技術者を建設業法の定めるところにより配置できること。
 - ・下記の施工実績を満たす工事の施工管理経験があること。
 - 鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物の新築、増築又は改築工事で、工事対象部分が地上 3 階建以上かつ延床面積が 10,000 m² 以上※の電気設備工事（主要用途が駐車場、倉庫等のもの並びに改修工事を除く）※増築は新たに増加した部分とし、基礎の施工を伴うものに限る。
 - (完成年度は問わないが、施工管理経験を証明できる場合に限る。)
 - (共同企業体の場合は、出資比率が 40 % 以上のものに限る。)

- ・1級電気工事施工管理技士の資格を有し（外国建設業者にあっては、これと同等以上の能力を有する者と国土交通大臣が認定した者を含む。），電気工事業に対応した監理技術者資格者証の交付を受け、監理技術者講習を修了している者であること。
- ・当該入札者と3ヶ月以上直接雇用関係にある者。
- ・開札日現在において他の工事の配置技術者である場合は、本工事の配置技術者が当該他の工事の配置技術者と兼務できる場合を除き、仮契約日の前日までに当該他の工事が完了できる者であること。
ただし、現場説明書・特記仕様書等に着手指定日が明示されており、指定条件を満たす場合には、着手指定日において当該他の工事の配置技術者として配置されていなければ可とする。

注）施工管理経験とは、以下のいずれかをいう。

- ・監理技術者または主任技術者としての施工経験があること。
- ・監理技術者または主任技術者としての資格を有し、現場代理人としての施工経験があること。

II 共同企業体の代表者以外の構成員 1

- (1) 建設業法に規定する特定建設業者であること。
- (2) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の電気設備工事の総合評定値が900点以上であること。
- (3) 次の工事について、元請負としての施工実績があること（平成20年以降に完成したものに限る。）
 - ・鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物の新築、増築又は改築工事で、工事対象部分が地上2階建以上かつ延床面積が5,000m²以上※の電気設備工事（主要用途が駐車場、倉庫等のもの並びに改修工事を除く）※増築は新たに増加した部分とし、基礎の施工を伴うものに限る。
(共同企業体の場合は、代表者以外の構成員としての施工実績も可とする。)
- (4) 次の要件を満たす技術者を建設業法の定めるところにより配置できること。
 - ・下記の施工実績を満たす工事の施工経験があること。
鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物の新築、増築又は改築工事で、工事対象部分の延床面積が2,500m²以上※の電気設備工事（主要用途が駐車場、倉庫等のもの並びに改修工事を除く）※増築は新たに増加した部分とし、基礎の施工を伴うものに限る。
(完成年度は問わないが、施工経験を証明できる場合に限る。)
(共同企業体の場合は、代表者以外の構成員としての施工実績も可とする。)
 - ・1級電気工事施工管理技士の資格を有する者（外国建設業者にあっては、これと同等以上の能力を有する者と国土交通大臣が認定した者を含む。）。
 - ・当該入札者と3ヶ月以上直接雇用関係にある者。
 - ・開札日現在において他の工事の配置技術者である場合は、本工事の配置技術者が当該他の工事の配置技術者と兼務できる場合を除き、仮契約日の前日までに当該他の工事が完了できる者であること。
ただし、現場説明書・特記仕様書等に着手指定日が明示されており、指定条件を満たす場合には、着手指定日において当該他の工事の配置技術者として配置されていなければ可とする。

注) 施工経験とは、以下のいずれかをいう。

- ・監理技術者、主任技術者または担当技術者としての施工経験があること。
- ・監理技術者または主任技術者としての資格を有し、現場代理人としての施工経験があること。

III 共同企業体の代表者以外の構成員 2

(1) 建設業法に規定する特定建設業者であること。

(2) 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査結果の電気設備工事の総合評定値が750点以上であること。

(3) 次の工事について、元請負としての施工実績があること（平成20年以降に完成したものに限る。）。

- ・鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物の新築、増築又は改築工事で、工事対象部分の延床面積が2,500m²以上※の電気設備工事（主要用途が駐車場、倉庫等のもの並びに改修工事を除く）※増築は新たに増加した部分とし、基礎の施工を伴うものに限る。（共同企業体の場合は、代表者以外の構成員としての施工実績も可とする。）

(4) 次の要件を満たす技術者を建設業法の定めるところにより配置できること。

- ・下記の施工実績を満たす工事の施工経験があること。

鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造の建築物の新築、増築又は改築工事で、工事対象部分の延床面積が1,000m²以上※の電気設備工事（主要用途が駐車場、倉庫等のもの並びに改修工事を除く）※増築は新たに増加した部分とし、基礎の施工を伴うものに限る。（完成年度は問わないが、施工経験を証明できる場合に限る。）

（共同企業体の場合は、代表者以外の構成員としての施工実績も可とする。）

- ・1級電気工事施工管理技士の資格を有する者（外国建設業者にあっては、これと同等以上の能力を有する者と国土交通大臣が認定した者を含む。）。

・当該入札者と3ヶ月以上直接雇用関係にある者。

・開札日現在において他の工事の配置技術者である場合は、本工事の配置技術者が当該他の工事の配置技術者と兼務できる場合を除き、仮契約日の前日までに当該他の工事が完了できる者であること。

ただし、現場説明書・特記仕様書等に着手指定日が明示されており、指定条件を満たす場合には、着手指定日において当該他の工事の配置技術者として配置されていなければ可とする。

注) 施工経験とは、以下のいずれかをいう。

- ・監理技術者、主任技術者または担当技術者としての施工経験があること。
- ・監理技術者または主任技術者としての資格を有し、現場代理人としての施工経験があること。

3 入札参加申請に必要な書類（様式）等の配布期間、配布方法等及び提出期間等

(1) 配布期間

令和5年1月22日（水）から

(2) 配布方法

仙台市財政局契約課ホームページ（<https://www.city.sendai.jp/kojikeiyaku/jigyosha/keyaku/>）

kekka/r05kouji/r05112202.html)において配布する。

(3) 提出期限

入札参加申請書の提出期限は、以下のとおり。

令和5年1月23日(水)まで必着

(4) 提出先

郵便番号980-8671(専用郵便番号)

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局財政部契約課(市役所本庁舎1階)

(5) 提出方法

郵送(配達証明付き書留郵便に限る。)による。

4 設計図書等(図面、仕様書及び現場説明書をいう。以下同じ)の閲覧及び質疑応答等

(1) 設計図書等の閲覧期間

令和5年1月22日(水)から令和6年1月19日(金)まで

(土・日曜日及び祝日を除く。)

午前9時から午後4時まで

(2) 設計図書等の閲覧場所

仙台市青葉区二日町1番1号

仙台市役所北庁舎C棟2階 契約課分室

(3) 設計図書等の複写場所

仙台市青葉区春日町7-3

(株)仙台昭和化学研究所

電話 022-263-5561

FAX 022-213-3007(事前連絡必要)

(4) 設計図書等に対する質問及び回答

①質疑応答書の提出締切日

令和6年1月5日(金) 午後5時までに必着(質問がある場合のみ提出すること。)

②提出先

郵便番号980-8671(専用郵便番号)

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号

仙台市財政局財政部契約課(市役所本庁舎1階)

③質疑応答書の提出方法

郵送(配達証明付き書留郵便)による(電子媒体でも提出すること。)。

④質問に対する回答期間

令和6年1月15日(月)まで

⑤質問に対する回答方法

市役所本庁舎1階契約課入札待合室及び仙台市ホームページ（<https://www.city.sendai.jp/kojikeyaku/jigyosha/keyaku/kekka/r05kouji/r05112202.html>）において閲覧に供する。
ただし、市役所本庁舎1階契約課入札待合室における閲覧については、土・日曜日及び祝日を除いた日の午前9時00分から午後4時30分まで。

5 共同企業体の構成等についての確認結果発送日

令和5年12月25日（月）までに簡易書留郵便で郵送する。

6 入札書等の提出先及び提出期限

（1）提出期限

令和6年1月22日（月）午後5時までに必着

（2）提出先

郵便番号980-8671（専用郵便番号）
仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市財政局財政部契約課（市役所本庁舎1階）

（3）提出方法

郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）による。

7 開札の日時及び場所

（1）開札の日時

令和6年1月23日（火）午前10時00分

（2）開札の場所

仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市役所本庁舎1階 財政局財政部契約課 入札室

8 資格審査書類及び総合評価に関する技術資料等の提出期限及び場所等

（1）提出期限

落札候補者決定通知書を受け取った日から2日以内に提出すること。

（2）提出先

郵便番号980-8671（専用郵便番号）
仙台市青葉区国分町三丁目7番1号
仙台市財政局財政部契約課（市役所本庁舎1階）

（3）提出方法

- 持参または郵送（配達証明付き書留郵便に限る。）による。
- 郵送の場合は、封筒表面に「〇〇工事に係る資格審査書類及び総合評価に関する技術資料等在中」と記すこと。

9 総合評価

(1) 評価項目

評価項目及び加算点の配点は次のとおりとする。

| 評価視点 | 評価項目 | 加算点 配点 |
|------------|-------------------------------|-----------|
| 簡易な施工計画 | 施工上特に配慮が必要とされる条件や課題に関する技術的所見 | 20 |
| 企業の施工能力 | a 過去 10 ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績 | 10 |
| 配置予定技術者の能力 | b 過去 10 ヶ年度及び現年度における同種工事の施工実績 | |
| 品質管理等 | c 品質管理システム等の認証取得状況 | |
| 加 算 点 合 計 | | 30 |

(2) 評価基準

評価基準及び得点の配点、技術提案等の提出書類及び記載要領等については、別紙「総合評価に関する説明書」のとおり。

(3) 提出書類

①入札書等の提出時に提出

- ・様式-I- II w 「評価値申告書」
- ・様式-II 「簡易な施工計画書」

②落札候補者となった時に提出

- ・様式-II - 2 w 「企業及び配置予定技術者の施工実績等の状況」